

# 「青天の霹靂」生産者登録要領

あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会

## 第1 趣旨

良食味・高品質な「青天の霹靂」の生産から出荷までを適正に管理し、ブランド米としての評価を確立するため、同品種の生産者を「あおもり米『青天の霹靂』ブランド化推進協議会」が登録することとし、必要な事項を定めるものである。

## 第2 登録する生産者の要件

登録する生産者は、第1の趣旨に賛同し、栽培マニュアルに則り良食味米生産に熱意を持って取り組む者とし、次の要件のすべてを満たすものとする。

### (1) 基本要件

- ① 作付地域は下表の地域とし、特に良食味生産が可能な水田（乾田又は半湿田）に作付けすること。

作付地域	対象市町村
津軽中央	弘前市（旧岩木町は、旧弘前市に接する平坦部に限る）、黒石市、藤崎町、青森市（旧浪岡町）、平川市（旧碓ヶ関村を除く）、大鰐町（旧弘前市に接する平坦部に限る）、田舎館村、板柳町
津軽西北	つがる市（旧車力村を除く）、五所川原市（旧市浦村を除く）、鶴田町、青森市（旧浪岡町を除く）、鱒ヶ沢町、深浦町

- ② 栽培基準（土壌診断に基づく土壌改良、農薬使用回数（成分）は通常の1/2以内、種子更新率100%、栽培管理記録の記帳）を遵守すること。
- ③ 出荷基準（検査等級1・2等、玄米タンパク質含有率6.4%以下（水分15%換算））に基づく区分販売に従うこと。
- ④ 栽培基準、出荷基準など生産者が取り組むべき基本要件を公正に確認することができる集荷団体（以下「集荷団体」という）から確認を受け、かつ、具体的な販売（出荷）計画を有していること。
- ⑤ 種苗の譲渡と自家採種を行わないこと。
- ⑥ 1経営体当たりの作付面積は60a以上とすること。ただし、集落営農組織に参画している生産者はこの限りでない。
- ⑦ 飯米と縁故米の合計は、個別農家の場合、10a当たり1俵以内、1戸当たり10俵を上限とすること。ただし、組織経営体では、その構成員を個別農家と同様に取り扱うが、組織運営上支障がある場合は、あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会長に文書で別途協議する。
- ⑧ 地代への充当（飯米・縁故米とは別扱い）は行わないこと。ただし、「青天の霹靂」のみを作付する場合は、借地面積10a当たり1俵以内、貸し手1戸当たり10俵を上限として、例外的に取り扱う。
- ⑨ あおもり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会の会員が取り組む「青天の霹靂」のPR活動の経費の一部を負担すること。

## (2) その他の要件

- ① 稲わらを有効利用すること。
- ② リモートセンシング技術を活用したタンパクや収穫適期マップを公表（図面のみ）する必要があることに同意すること。

## 第3 生産者登録

- ① 生産者は、別紙様式1により氏名、住所、連絡先、水田の場所、面積等必要事項を記載し、作付け前年の12月10日までに集荷団体へ申請する。
- ② 集荷団体は生産者からの申請内容を一覧表に取りまとめ、あおり米「青天の霹靂」ブランド化推進協議会長（以下「推進協議会長」という。）へ、作付け前年の12月20日までに報告する。
- ③ 推進協議会長は、作付年の2月末までに生産者登録を行い、その結果を集荷団体を通じて登録生産者に通知するものとする。

## 第4 生産者情報の変更の届け出

生産者は、第3により提出した生産者情報に記載した内容に変更が生じたときは、集荷団体を通じて別紙様式2により、推進協議会長に報告する。

## 第5 出荷実績等の報告

生産者は、集荷団体を通じて出荷数量、品質検査結果、出荷先等について、別紙様式3により生産年の翌年の1月20日までに推進協議会長へ報告する。

## 第6 登録の取り消し

推進協議会長は、以下の事実が明らかになった場合は、当該生産者の登録を取り消すものとする。

- (1) 第3の生産者情報について、虚偽の報告を行ったとき。
- (2) 第4の生産者情報の変更の届出を行わなかったとき。
- (3) 第5の出荷実績等の報告を行わなかったとき、及び虚偽の報告を行ったとき。
- (4) その他制度の運用又はブランド価値に重大な支障を及ぼす行為があったとき。

## 第7 その他

この要領に定めるもののほか、必要な事項は推進協議会が別に定める。

附 則 この要領は、平成27年1月19日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年10月1日から施行する。

附 則 この改正は、平成27年12月18日から施行する。

附 則 この改正は、平成28年6月29日から施行する。

附 則 この改正は、平成29年11月14日から施行する。

附 則 この改正は、平成30年7月31日から施行する。